

公告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 早川 雅貴



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札にかかる契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名(品名)	規	格	単位	予定数量	備	考
事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分(燃えるごみ)外2件	内訳書のとおり					

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊浜松広報館

(3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け「東海・北陸地域」の競争参加資格を有する者。

(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。

(3) 1 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

(1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室

(2) 入札日時 令和6年4月2日(火) 10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除

(2) 契約保証金 予決令第100条の3第3号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定(予定総額)

10 契約方法 単価契約

11 その他

(1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)

(3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年3月29日(金)必着。

(4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。

(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話(053)472-1111 内線 3771 FAX(053)472-7735

担当: 鈴木

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号	仕様書番号	
品名 又は 件名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（燃えるごみ）	
	浜基LPS-X400036	
	承認	令和5年 3月13日
	作成	令和5年 3月13日
	改正	令和 年 月 日
令和 年 月 日		
作成部隊等名	第1航空団基地業務群本部	
<p>1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分について規定する。</p> <p>2 引用文書</p> <p>2.1 一般 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>2.2 法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処置等に関する条例（平成25年9月26日浜松市条例第58号）</p> <p>3 監督・検査 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。</p> <p>4 役務に関する要求</p> <p>4.1 役務内容 役務内容は、次による。</p> <p>a) 基地内から発生した事業系一般廃棄物を収集運搬及び処分する。</p> <p>b) 事業系一般廃棄物の基地内の収集運搬は、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く、月・水・金曜日を基準とする。</p>		

件名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（燃えるごみ）
	c) 事業系一般廃棄物の収集については、契約相手方が基地内に点在する集積場所を巡回して収集する。
	d) 収集した事業系一般廃棄物については、契約相手方が法令等に基づき、浜松市が運営する清掃工場に運搬し、処分する。
	4. 2 事業系一般廃棄物の種類 燃えるごみ
	4. 3 履行期間 調達要領指定書のとおり。
	4. 4 履行場所 航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊浜松広報館
	4. 5 事業系一般廃棄物集積場所 調達要領指定書のとおり。
	4. 6 履行回数 調達要領指定書のとおり。
	4. 7 年間排出量 調達要領指定書のとおり。
	5 安全管理 契約履行中において官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに、契約相手方の責において処置、修復を行う。
	6 基地内共通事項 契約相手方は、基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。
	a) 基地及び基地施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。
	b) 履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。
	c) 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。
	d) 基地内への入出門時間は平日 8 時～16 時とし、それ以外に作業を行う場合は、監督官と協議し、指示により残業届を提出する。
	7 その他
	7. 1 提出書類 提出書類は、次による。
	a) 役務契約時に提出する書類 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

b) 月末に提出する書類

- 1) 収集運搬及び処分通知書
- 2) 処分量が判る検量票の写し

7. 2 細部事項

細部事項は、次による。

- a) 契約相手方は、監督官又は監督官の指示する者により、ごみ収集車が空荷であるか確認を受けた後に、作業を開始する。
- b) 事業系一般廃棄物の運搬時は、飛散防止措置を講ずる。
- c) 本役務中に生じた処分費の全ての負担については、毎回の排出量の増減に関わらず、契約相手方が支払いの責務を負う。
- d) 本役務中に生じた処分費は、毎回の収集運搬の役務費から捻出する。
- e) 集積場所を変更する場合は、官側（環境係）から別に示す。
- f) 請求書は、翌月10日までに官側（環境係）に送付する。
- g) 本仕様書に規定のない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に申し出て、その指示に従う。

調達要領指定書	調達要求番号	95
	調達要求年月日	令和6年 3月15日
	作成部隊	1空団基地業務群本部
	作成年月日	令和6年 3月15日
品名又は件名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（燃えるごみ）	
仕様書番号	浜基LPS-X400036	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

4. 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

4. 5 事業系一般廃棄物集積場所

付図1～4のとおり。

4. 6 履行回数

付表1のとおり。

4. 7 年間排出量

付表2のとおり。



基地平面図（浜松基地～広報館間）

収集開始位置（燃えるごみ）
 収集運搬距離：約4.6 km

凡 例	
移動順路	
ごみ集積所	

付図1－浜松広報館移動経路図（燃えるごみ）

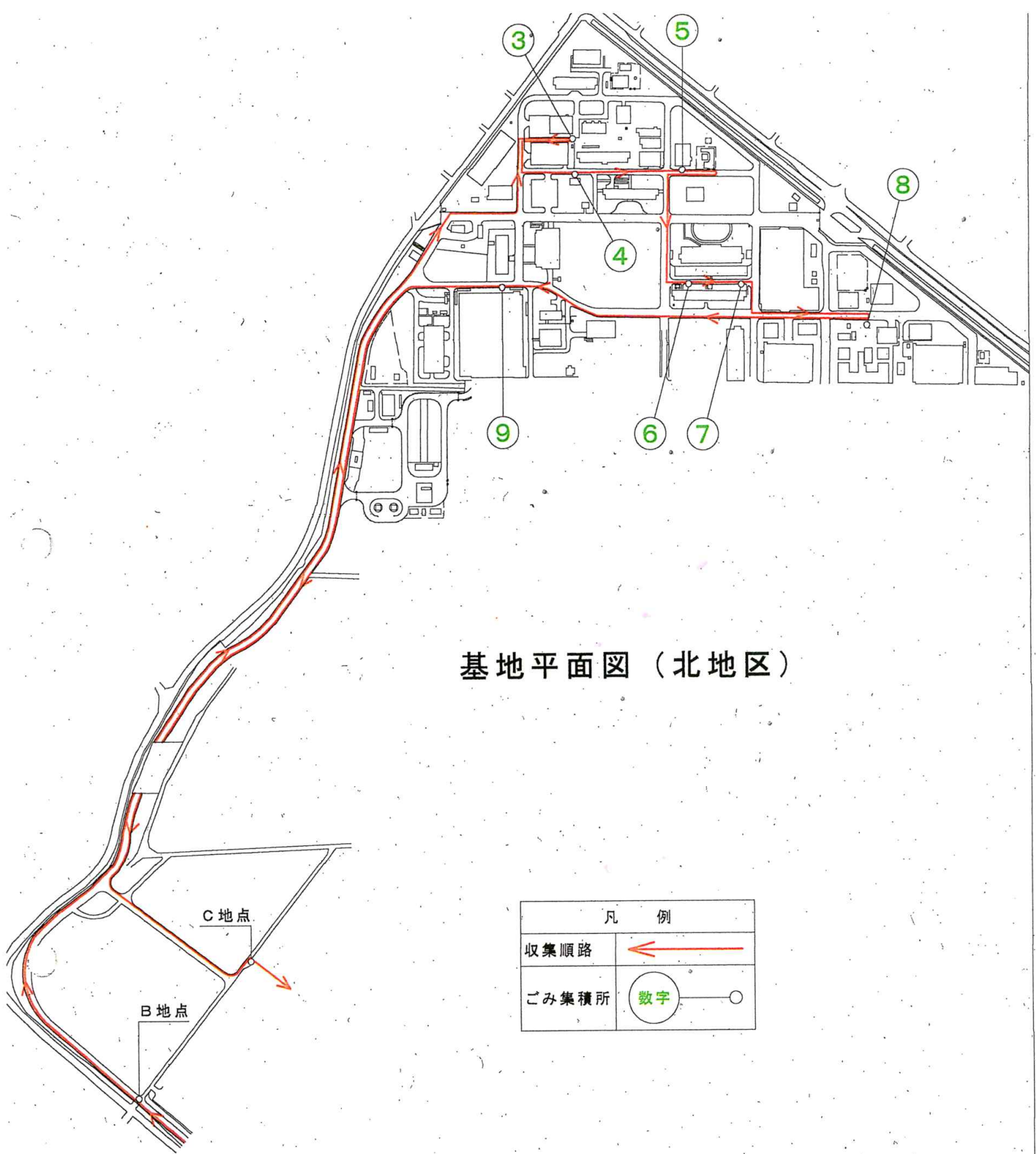
B地点



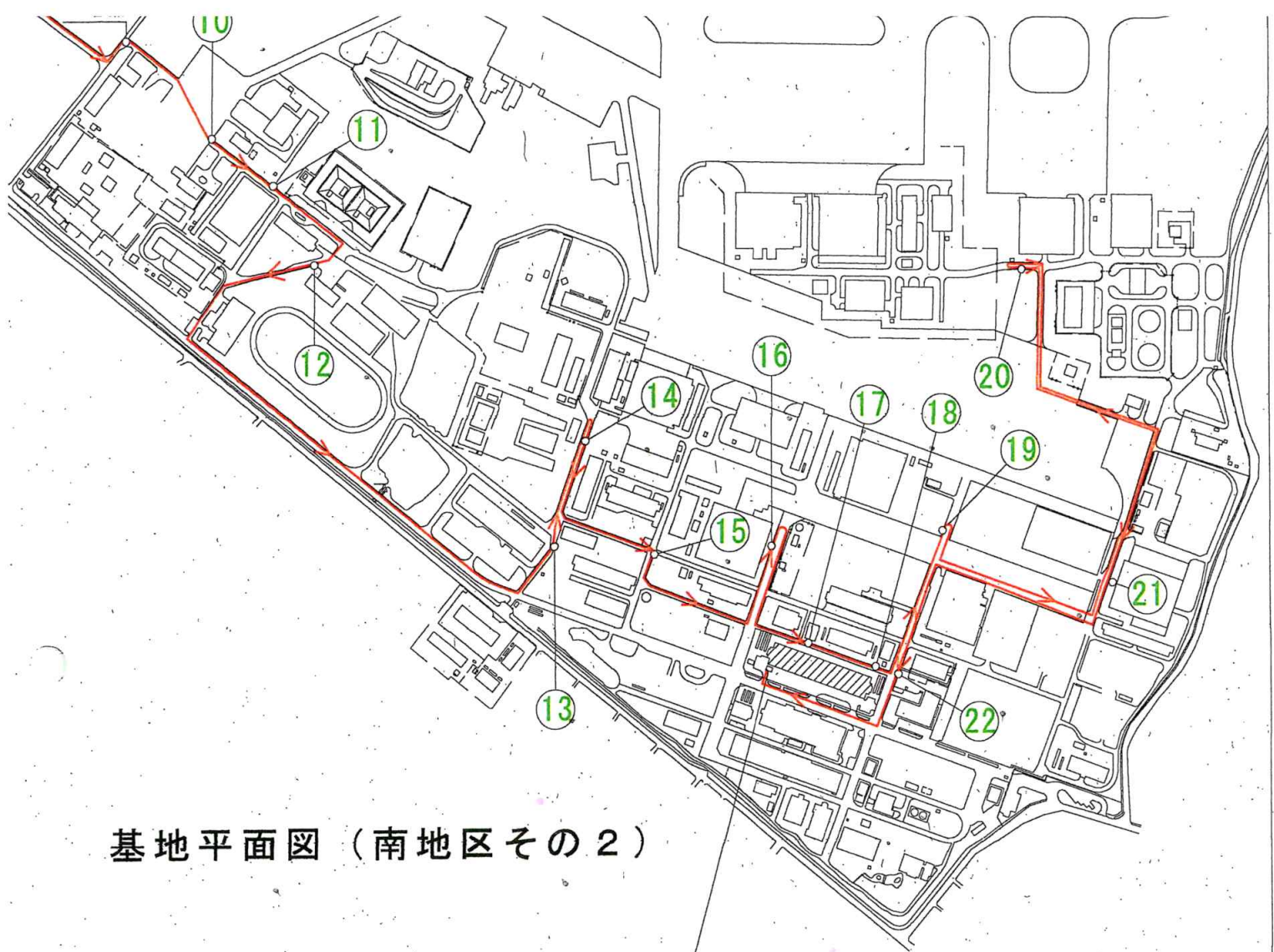
基地平面図（南地区その1）

凡 例	
収集順路	
ごみ集積所	

付図2-1 浜松基地南地区移動経路図（燃えるごみ）

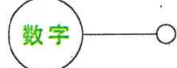


付図3 - 浜松基地北地区移動経路図（燃えるごみ）



基地平面図（南地区その2）

収集終了位置（燃えるごみ）
 収集運搬距離：約9.8km

凡 例	
収集順路	
ごみ集積所	 数字

付図4 - 浜松基地南地区移動経路図（燃えるごみ）

付表 1 - 収集運搬及び処分予定表 (令和 6 年度)

4月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)									
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
区分	燃えるごみ					1			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	10								
5月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	燃えるごみ	1						1		1			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	12										
6月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)							
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
区分	燃えるごみ			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	12									
7月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	燃えるごみ	1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	13									
8月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)					
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	燃えるごみ		1			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	12									
9月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
区分	燃えるごみ	1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	11									
10月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	燃えるごみ		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	13								
11月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)						
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
区分	燃えるごみ	1				1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	12									
12月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	燃えるごみ		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	11								
1月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	燃えるごみ					1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	11									
2月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)							
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																	
区分	燃えるごみ			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	11									
3月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	燃えるごみ			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	12									
四半期	1/四				2/四				3/四				4/四																																	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																		
小計	34				36				36				34																																	
合計	140																																													

付表 2 一年間排出量（見込み）

令和 2 年度～令和 4 年度の排出量及び履行回数					
事業系一般廃棄物 （燃えるごみ） 排出量（kg）	2 年度	3 年度	4 年度	過去 3 年間 の平均値	令和 6 年度年間 排出量（見込み）
		185, 430	176, 380	168, 170	176, 660
履行回数	151	151	151	151	140
1 回当りの 平均排出量（t）	1. 228	1. 168	1. 114	1. 170	1. 262
<p>令和 6 年度の履行回数は、付表 1 から 1 4 0 回と算定し、1 回当りの処分量は、過去 3 年間の平均値 1. 1 7 0 t と令和 6 年度年間排出量（見込み）を比較した結果、1. 2 6 2 t と算出し、年間排出量（見込み）を 1. 7 6. 6 8 t（1 4 0 回×1. 2 6 2 t/回）とした。</p> <p>なお、役務開始時期は 4 月上旬からとし、月・水・金曜日を基準に処分する。</p>					

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（生ごみ）		浜基LPS-X400035	
			承認	令和5年 3月13日
			作成	令和5年 3月13日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	第1航空団基地業務群本部			
<p>1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分について規定する。</p> <p>2 引用文書</p> <p>2.1 一般 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>2.2 法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処置等に関する条例（平成25年9月26日浜松市条例第58号）</p> <p>3 監督・検査 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。</p> <p>4 役務に関する要求</p> <p>4.1 役務内容 役務内容は、次による。</p> <p>a) 基地内から発生した事業系一般廃棄物を収集運搬及び処分する。</p> <p>b) 事業系一般廃棄物の基地内の収集運搬は、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く、火・木曜日を基準とする。</p>				

件 名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（生ごみ）
	c) 事業系一般廃棄物の収集については、契約相手方が基地内に点在する集積場所を巡回して収集する。
	d) 収集した事業系一般廃棄物については、契約相手方が法令等に基づき、浜松市が運営する清掃工場に運搬し、処分する。
4. 2	事業系一般廃棄物の種類 生ごみ
4. 3	履行期間 調達要領指定書のとおり。
4. 4	履行場所 航空自衛隊浜松基地
4. 5	事業系一般廃棄物集積場所 調達要領指定書のとおり。
4. 6	履行回数 調達要領指定書のとおり。
4. 7	年間排出量 調達要領指定書のとおり。
5	安全管理 契約履行中において官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに、契約相手方の責において処置、修復を行う。
6	基地内共通事項 契約相手方は、基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。
	a) 基地及び基地施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。
	b) 履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。
	c) 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。
	d) 基地内への入出門時間は平日 8 時～16 時とし、それ以外に作業を行う場合は、監督官と協議し、場合により残業届を提出する。
7	その他
7. 1	提出書類 提出書類は、次による。
	a) 役務契約時に提出する書類 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

b) 月末に提出する書類

- 1) 収集運搬及び処分通知書
- 2) 残飯等受払簿
- 3) 残飯等月計表
- 4) 処分量が判る検量票の写し

7. 2 細部事項

細部事項は、次による。

- a) 契約相手方は、監督官又は監督官の指示する者により、ごみ収集車が空荷であるか確認を受けた後に、作業を開始する。
- b) 事業系一般廃棄物の運搬時は、飛散防止措置を講ずる。
- c) 本役務中に生じた処分費の全ての負担については、毎回の排出量の増減に関わらず、契約相手方が支払いの責務を負う。
- d) 本役務中に生じた処分費は、毎回の収集運搬の役務費から捻出する。
- e) 集積場所を変更する場合は、官側（環境係）から別に示す。
- f) 請求書は、翌月10日までに官側（環境係）に送付する。
- g) 本仕様書に規定のない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に申し出て、その指示に従う。

調達要領指定書	調達要求番号	96
	調達要求年月日	令和6年 3月15日
	作成部隊	1空団基地業務群本部
	作成年月日	令和6年 3月15日
品名又は件名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（生ごみ）	
仕様書番号	浜基LPS-X400035	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

4. 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

4. 5 事業系一般廃棄物集積場所

付図のとおり。

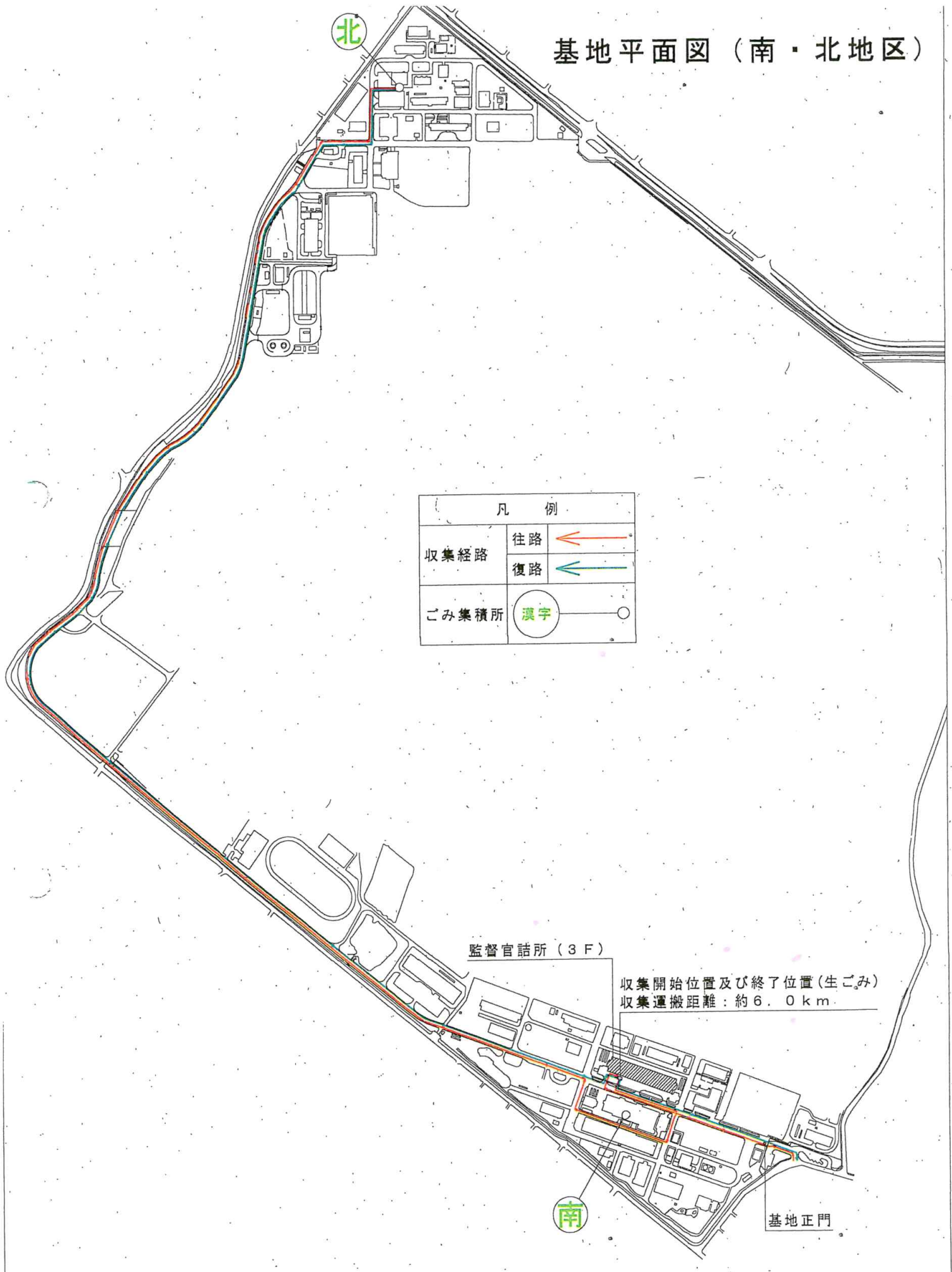
4. 6 履行回数




付表1のとおり。

4. 7 年間排出量

付表2のとおり。

基地平面図（南・北地区）



凡 例	
収集経路	往路 
	復路 
ごみ集積所	 漢字

監督官詰所 (3F)

収集開始位置及び終了位置(生ごみ)
収集運搬距離：約 6.0 km

南

基地正門

付図一 浜松基地南・北地区移動経路図 (生ごみ)

付表 1 - 収集運搬及び処分予定表 (令和 6 年度)

4月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
区分	生ごみ				1					1		1					1		1					1		1						7			
5月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
区分	生ごみ		1					1		1					1		1					1		1				1	1		9				
6月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
区分	生ごみ				1		1					1		1				1		1					1		1				8				
7月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
区分	生ごみ		1		1					1		1				1		1					1		1				1	1		9			
8月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
区分	生ごみ	1					1		1					1		1					1		1				1		1			9			
9月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
区分	生ごみ			1		1					1		1					1		1					1		1					8			
10月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
区分	生ごみ	1		1					1		1					1		1					1		1				1	1		10			
11月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
区分	生ごみ					1		1						1		1						1		1				1	1			8			
12月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
区分	生ごみ			1		1					1		1				1		1					1		1						7			
1月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
区分	生ごみ							1		1					1		1						1		1				1	1		8			
2月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
区分	生ごみ				1		1							1				1		1					1		1					7			
3月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	計 (回)
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
区分	生ごみ				1		1					1		1				1		1					1		1					7			
四半期	1/四						2/四						3/四						4/四																
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3											
小計	24						26						25						22																
合計	97																																		

付表 2 一年間排出量（見込み）

令和 2 年度～令和 4 年度の排出量及び履行回数					
事業系一般廃棄物 （生ごみ） 排出量（kg）	2 年度	3 年度	4 年度	過去 3 年間 の平均値	令和 6 年度年間 排出量（見込み）
		66,210	54,300	51,540	57,350
履行回数	96	99	99	98	97
1 回当りの 平均排出量（t）	0.690	0.548	0.521	0.585	0.591
<p>令和 6 年度の履行回数は、付表 1 から 97 回と算定し、1 回当りの排出量は、過去 3 年間の平均値 0.585 t と令和 6 年度年間排出量（見込み）を比較した結果、0.591 t と算出し、年間排出量（見込み）を 57.327 t（97 回×0.591 t/回）とした。</p> <p>なお、役務開始時期は 4 月上旬からとし、火・木曜日を基準に処分する。</p>					

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（びん）		浜基 L P S - X 5 0 0 0 4 0	
			承認	令和 6 年 3 月 1 4 日
			作成	令和 6 年 3 月 1 4 日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	第 1 航空団基地業務群本部			
<p>1 適用範囲 本仕様書は，航空自衛隊浜松基地における，事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分について規定する。</p> <p>2 引用文書</p> <p>2. 1 一般 この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>2. 2 法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号） 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処置等に関する条例（平成 2 5 年 9 月 2 6 日浜松市条例第 5 8 号）</p> <p>3 監督・検査 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。</p> <p>4 役務に関する要求</p> <p>4. 1 役務内容 役務内容は，次による。</p> <p>a) 基地内から発生した事業系一般廃棄物を収集運搬及び処分する。</p> <p>b) 事業系一般廃棄物の基地内の収集運搬は，土日祝日及び年末年始（1 2 / 2 9 ~ 1 / 3）を除き，官側が指定する金曜日（月 1 回）とする。</p>				

件 名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（びん）
c)	事業系一般廃棄物の収集については、契約相手方が基地内に点在する集積場所を巡回して収集する。
d)	収集した事業系一般廃棄物については、契約相手方が法令等に基づき、浜松市が運営する平和清掃事業所に運搬し、処分する。
4. 2	事業系一般廃棄物の種類 びん
4. 3	履行期間 調達要領指定書のとおり。
4. 4	履行場所 航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊浜松広報館
4. 5	事業系一般廃棄物集積場所 調達要領指定書のとおり。
4. 6	履行回数 調達要領指定書のとおり。
4. 7	年間排出量 調達要領指定書のとおり。
5	安全管理 契約履行中において官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに、契約相手方の責において処置、修復を行う。
6	基地内共通事項 契約相手方は、基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。
a)	基地及び基地施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。
b)	履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。
c)	基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。
d)	基地内への入出門時間は平日8時～16時とし、それ以外に作業を行う場合は、監督官と協議し、指示により残業届を提出する。
7	その他
7. 1	提出書類 提出書類は、次による。
a)	役務契約時に提出する書類 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

b) 月末に提出する書類

- 1) 収集運搬及び処分通知書
- 2) 処分量が判る検量票の写し

7. 2 細部事項

細部事項は、次による。

- a) 契約相手方は、監督官又は監督官の指示する者により、ごみ収集車が空荷であるか確認を受けた後に、作業を開始する。
- b) 事業系一般廃棄物の運搬時は、飛散防止措置を講ずる。
- c) 本役務中に生じた処分費の全ての負担については、毎回の排出量の増減に関わらず、契約相手方が支払いの責務を負う。
- d) 本役務中に生じた処分費は、毎回の収集運搬の役務費から捻出する。
- e) 集積場所を変更する場合は、官側（環境係）から別に示す。
- f) 請求書は、翌月10日までに官側（環境係）に送付する。
- g) 本仕様書に規定のない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に申し出て、その指示に従う。

調達要領指定書	調達要求番号	99
	調達要求年月日	令和6年 3月18日
	作成部隊	1空団基地業務群本部
	作成年月日	令和6年 3月18日
品名又は件名	事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分（びん）	
仕様書番号	浜基LPS-X500040	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

4. 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

4. 5 事業系一般廃棄物集積場所

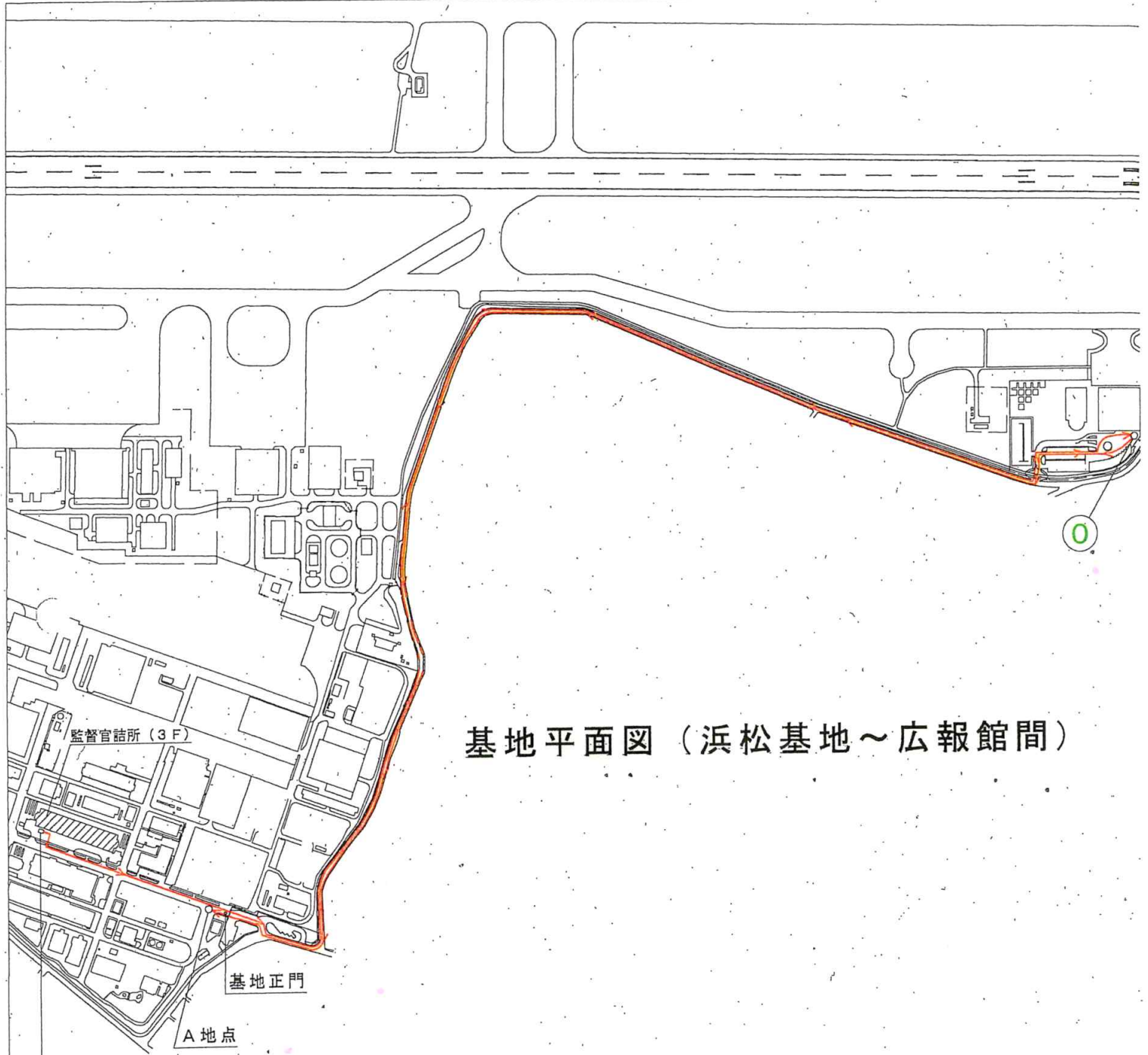
付図1～4のとおり。

4. 6 履行回数

付表1のとおり。

4. 7 年間排出量

付表2のとおり。

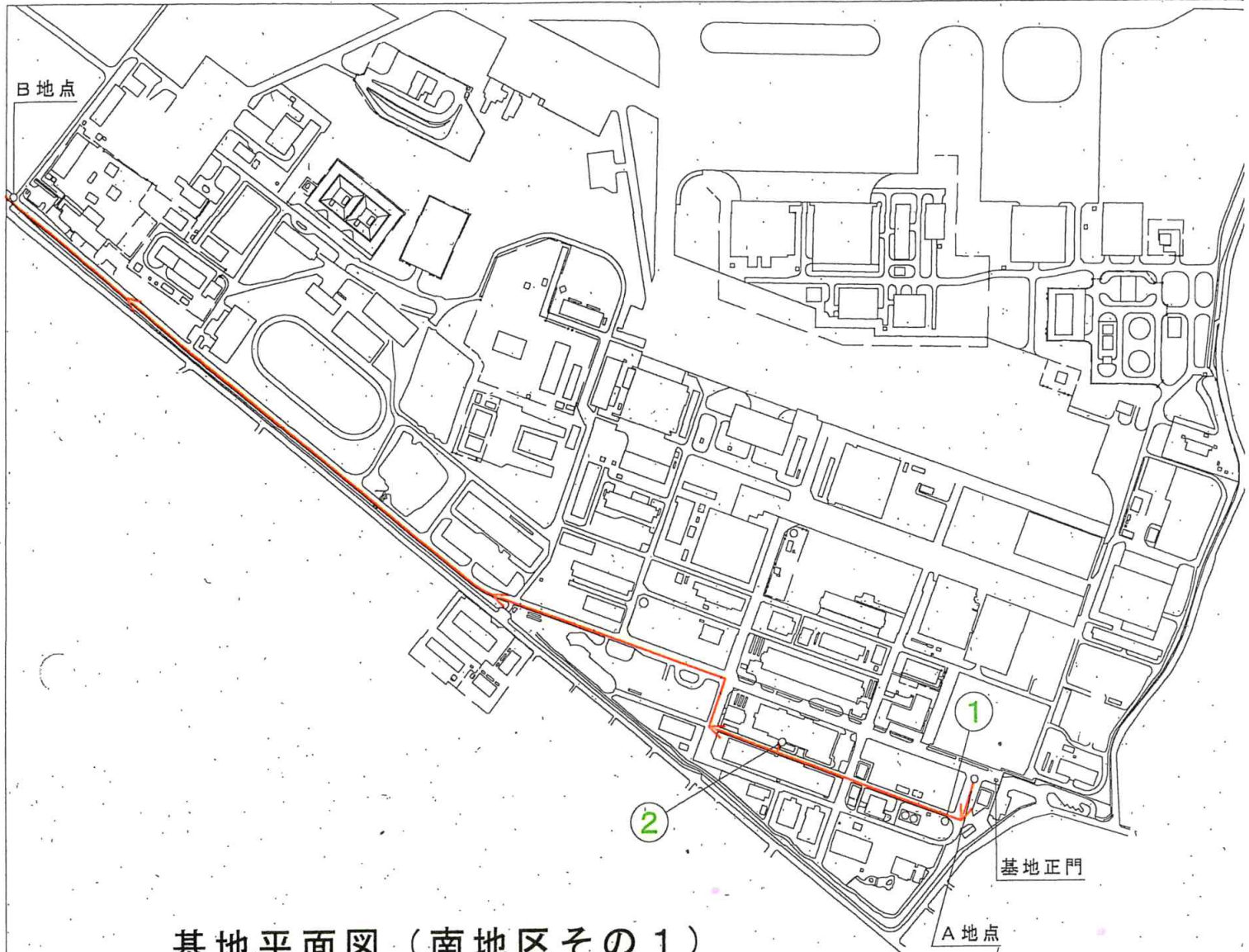


基地平面図（浜松基地～広報館間）



収集開始位置-(びん)
 収集運搬距離：約4.6km

凡 例	
移動順路	←
ごみ集積所	数字

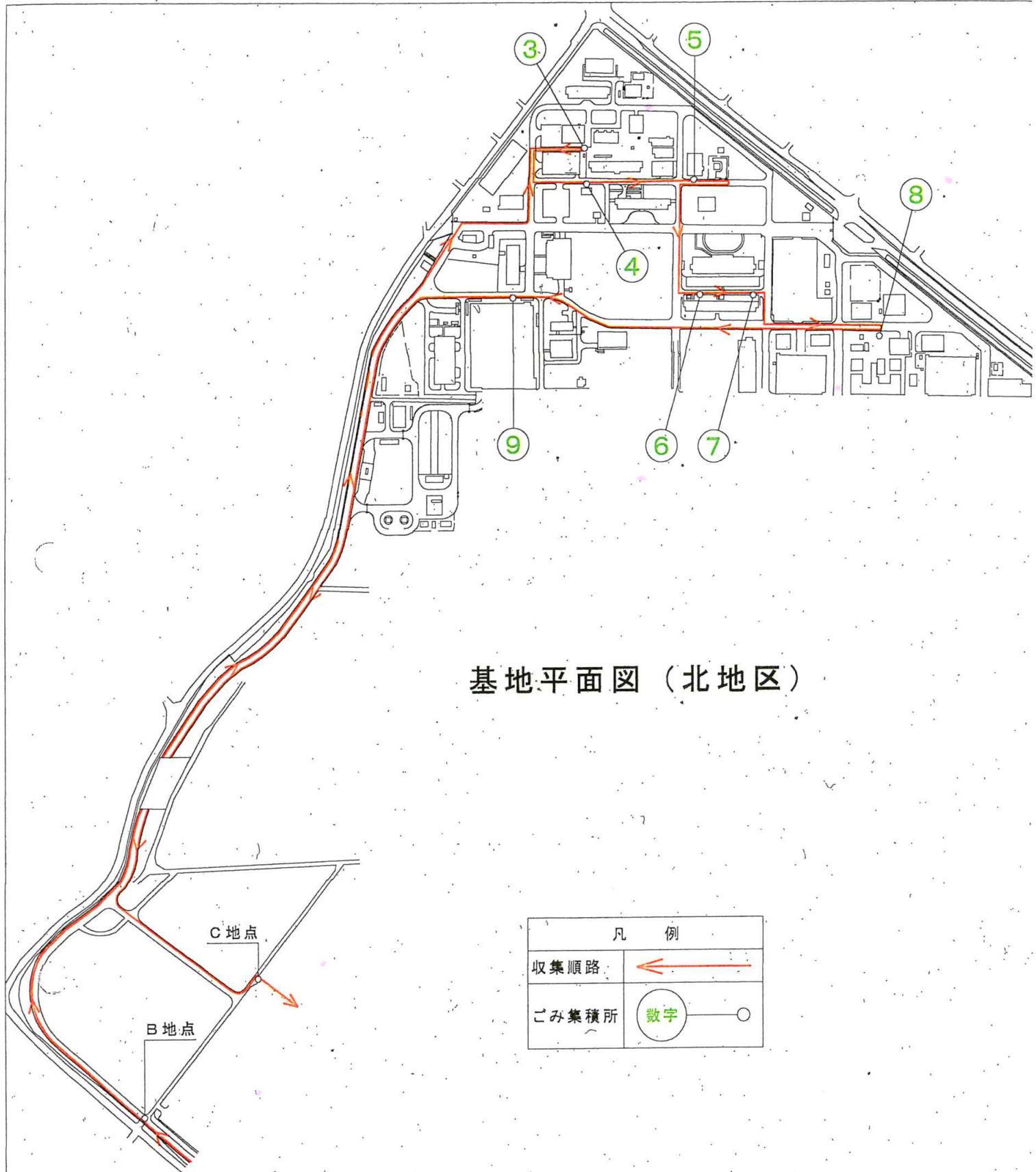
付図1 - 浜松広報館移動経路図（びん）



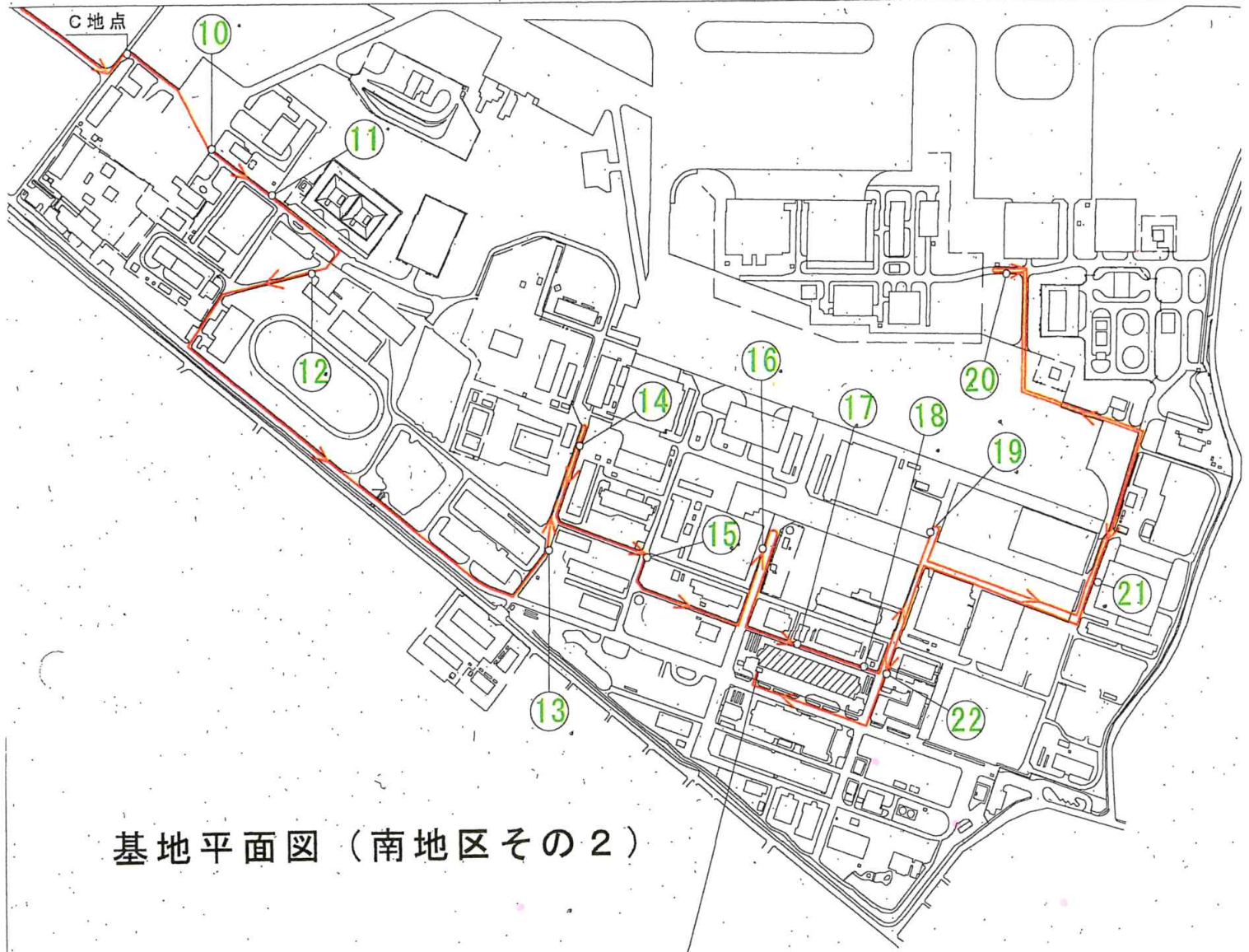
基地平面図（南地区その1）

凡 例	
収集順路	
ごみ集積所	

付図2 - 浜松基地南地区移動経路図（びん）



付図3 一浜松基地北地区移動経路図（びん）



基地平面図（南地区その2）

収集終了位置（びん）
 収集運搬距離：約9.8km

凡 例	
収集順路	
ごみ集積所	

付図4 - 浜松基地南地区移動経路図（びん）

付表 1 - 収集運搬及び処分予定表 (令和 6 年度)

4月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)									
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
区分	びん												1																								1									
5月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	びん															1																					1									
6月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)							
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
区分	びん													1																							1									
7月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	びん													1																							1									
8月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)					
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	びん															1																					1									
9月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
区分	びん														1																						1									
10月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	びん													1																							1									
11月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)						
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
区分	びん															1																					1									
12月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	びん													1																							1									
1月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	びん															1																					1									
2月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)							
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																	
区分	びん														1																						1									
3月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
区分	びん														1																						1									
四半期	1/四				2/四				3/四				4/四																																	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																		
小計	3				3				3				3																																	
合計	12																																													

付表 2 一年間排出量（見込み）

令和 2 年度～令和 4 年度の排出量及び履行回数					
事業系一般廃棄物 （びん） 排出量（kg）	2 年度	3 年度	4 年度	過去 3 年間 の平均値	令和 6 年度年間 排出量（見込み）
		2, 260	2, 330	2, 400	2, 330
履行回数	12	12	12	12	12
1 回当りの 平均排出量（t）	0. 188	0. 194	0. 200	0. 194	0. 194
<p>令和 6 年度の履行回数は、付表 1 から 12 回と算定し、1 回当りの排出量は、過去 3 年間の平均値 0. 194 t と令和 6 年度年間排出量（見込み）を比較した結果、0. 194 t と算出し、年間排出量（見込み）を 2. 328 t（12 回×0. 194 t/回）とした。</p> <p>なお、役務開始時期は 4 月中旬からとし、毎月 1 回を基準に処分する。</p>					